

千葉市外国人観光客受入環境整備等 支援補助金申請のご案内

千葉市

平成30年4月

■ 事業の趣旨

千葉市は、平成27年6月に、観光庁「グローバルMICE強化都市」に選定されました。また、東京オリンピック・パラリンピックの会場として幕張メッセでの一部競技の開催が決定されるなど、本市への外国人旅行者の増加が期待されます。このため、本市を訪れる外国人による市内レストランや宿泊施設、商店等の利用を促進するため、これらを商機と考える事業者の方の取組を後押しするため、多言語化、ハラル対応、免税店化、Wi-Fi環境の整備等、外国人の受け入れ環境の整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■ 補助対象事業者

- (1) 飲食事業者
- (2) 宿泊事業者
- (3) 小売事業者
- (4) 商店街振興組合
- (5) 商店街協同組合
- (6) 商業団体

◇次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

なお、上記1号～3号については、中小企業者※を対象とします。

ア 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む者であること

イ 市税を滞納していない者

ウ 同一年度に「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金」の交付を受けたことがないこと

エ 同一事業において、過去に「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金」の交付を受けたことがないこと（異なる事業であれば、補助対象となる）

※中小企業者の定義は以下のとおりです。

小売業（飲食・小売）：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

サービス業（宿泊）：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

■ 補助対象事業

補助対象事業者が実施する次の各号に該当する事業とする。ただし、事業計画書から、実現可能な事業であると思われ、外国人観光客の受入環境整備等誘客促進に資すると判断できるものとします。

また、次の1号～3号及び6号については、日本語以外の2か国語以上で作成することを必須とします。

なお、次の6号～8号の補助事業、又は9号の適用を受けた補助事業のうち設備・工事等を行うものについては、事業の着手時に「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業着手届（様式第4号）」を、事業が完了したときは「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業完了届（様式第5号）」を、それぞれ市長に提出してください。

- (1) 多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成

- (2) メニュー表示の多言語化事業
- (3) 補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業
- (4) 免税店化に必要な申請に係る費用（コンサル費用など）
- (5) ハラール認証に必要な申請手続きに関する費用（コンサル費用など）
- (6) 施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業
- (7) インターネットへのアクセスポイントの整備
- (8) 国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入
- (9) その他外国人観光客の受入環境の整備に資すると市長が認める事業

◇対象事業の適用について

No.1～3 及び 6 については、日本語以外の2か国語以上で作成することを必須とします。

No	対象事業	適用
1	多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国観光客に伝える表記であること ×対象事業として認められない例 <ul style="list-style-type: none"> □既存パンフレット等の増刷（既存パンフレットの記載内容の一部変更や情報更新等を含む）費用
2	メニュー表示の多言語化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国観光客に伝える表記であること
3	補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国観光客に伝える表記であること ×対象事業として認められない例 <ul style="list-style-type: none"> □既存の多言語ウェブサイトの記載内容の一部変更や情報更新等を含む費用 □多言語ウェブサイト構築の際の、既存の日本語ウェブサイト部分の更新等を含む費用
4	免税店化に必要な申請に係る費用（コンサル費用など）	<ul style="list-style-type: none"> ●免税店化に必要な申請に係る費用については、専門的な知識等を要する業務を外部に委託する場合に必要な費用（コンサル費用など）
5	ハラル認証に必要な申請手続きに関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ●ハラル認証に必要な申請手続きに関する費用については、申請手数料、外部委託に関する経費等
6	施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国観光客に伝える表記であること ×対象事業として認められない例 <ul style="list-style-type: none"> □既存の看板又は案内板等の撤去費用等 □店舗の名称のみを外国語表記する看板等の製作費用等 □商品名称の単なるローマ字化等、内容説明に乏しい看板又は案内板等の製作費用等
7	インターネットへのアクセスポイントの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●海外観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること ●無線 LAN への接続端末を保有する海外観光客に対して、無料で無線 LAN サービスを提供すること ●海外観光客に対して、無線 LAN サービスが無料で利用できることを、施設内において多言語表記などを行い、わかりやすく表示すること
8	国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入については、外国人観光客に対応することを目的とし、その使用について多言語表記などを行い、わかりやすく表示すること
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ×対象事業として認められない例 <ul style="list-style-type: none"> □プリペイドカード又は商品券等の金券類に関する制作費用又は購入費等 □販売を目的として多言語表記をした商品（例：ポストカード）等の製作費等 □他用途への転用が容易である物品の購入費用等（例：外国語音声案内CDを再生するための機材等や内容を容易に手書き修正できる黒板及びボード等）

■ 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 備品購入費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 筆耕翻訳料
- (6) 手数料
- (7) 委託料
- (8) 工事請負費
- (9) その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの

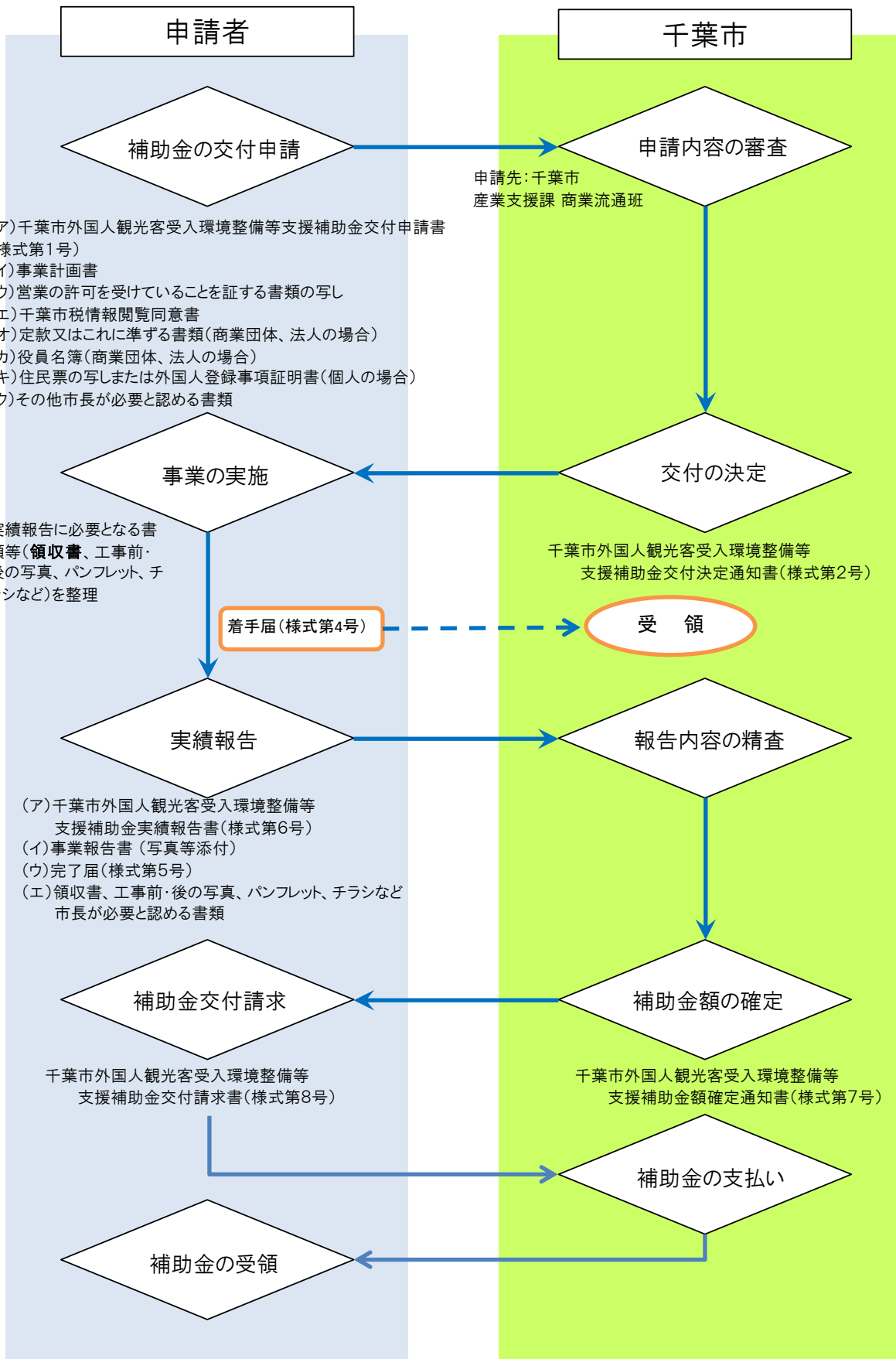
なお、次に該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- 事業者等の管理運営に係る経費（事務所の家賃、光熱水費、備品購入費等）
- 事業者等の構成員に対する人件費、謝礼等
- 事業者等の構成員及び関係者による会合等の飲食費（団体の会議等の茶菓子・飲食費等）
- 補助金交付決定日前に支出された経費
- 補助対象経費で領収書のないもの
- 領収書の内容が不明確なもの及び領収者の氏名、住所、押印がないもの
- この補助金の目的とは直接関係のない活動に係る経費
- その他市長が不相当と認めた経費

■ 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、15万円を限度とします。（千円未満は切り捨て）
複数年度にわたり異なる補助対象事業で補助金交付を受ける場合は、過年度の補助金交付額を含め、その合計額の上限を50万円とします。

■ 補助金交付手続きの流れ



■ 申請手続き

(1) 補助金の交付申請

次に掲げる書類を、「(2) 申請先」まで持参又は郵送にてご提出ください。

- ア 事業計画書
- イ 営業の許可を受けていることを証する書類の写し
- ウ 千葉県税情報閲覧同意書
- エ 商業団体、法人の場合にあつては、次に掲げるもの
 - (ア) 定款又はこれに準ずる書類
 - (イ) 役員名簿
- オ 個人の場合にあつては、住民票の写し又は外国人登録事項証明書
- カ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

※補助対象経費 (P3) の項目と、収支予算書の記載項目が対照できるよう記載するとともに、収支予算書には支出予定額の内訳が分かるよう個別具体的に記載すること。

(2) 申請先

千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県 経済農政局 経済部 産業支援課 商業流通班宛
TEL 043-245-5277
FAX 043-245-5590

(3) 申請受付開始日

平成30年4月2日から受付を開始します。
先着順で受け付け、審査を行います。
交付予定額が市の予算額に達した時点で、受け付けを終了します。

(4) 申請内容の審査

補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、申請書類一式を審査及び必要に応じて現地調査等を行います。
2ページ記載の対象事業の適用をご覧の上、申請書類の作成をお願いします。

(5) 交付の決定

申請者に対しては、審査終了後、千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、審査結果を通知します。

※なお、次のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことがある。

- ア 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- イ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- ウ 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

(6) 事業の実施

事業の開始は、補助金の交付決定後とします。交付決定前に支出された経費は当該補助

対象とはなりません。

事業実施にあたっては「事業計画書」に基づくものとし、やむを得ない理由で、事業計画を変更し又は中止、廃止する場合は、必ず変更交付申請書（様式第3号）又は事業中止（廃止）届（様式第5号）を提出してください。

また、事業の実施に際しては、領収書、工事前後の写真、パンフレット、チラシ等を整理して、実績報告書に添付してください。

【領収書に関する注意事項】

①領収書の宛名は、補助対象事業者の正式名称及び代表者名とすること。

②領収書は、領収者の住所・氏名・押印があるものを提出すること。

③領収書の内容はできるだけ具体的・詳細に記入すること。

領収内容が不明瞭なもの（但し書が空欄のものや、単に品代としか記載されていないものなど）は、補助対象経費として認めません。

(7) 事業の実績報告

事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は、当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

添付書類として、次に掲げるもののほか、領収書、工事前後の写真、パンフレット、チラシ等を添付してください。

また、補助事業の6号～8号、又は9号の適用を受けた補助事業のうち設備・工事等を行うものについては、「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業着手届（様式第7号）」及び「千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業完了届（様式第8号）」も添付してください。

ア 事業実績報告書（様式第9号）

イ 事業報告書

ウ 市長が必要と認める書類

※補助対象経費（P3）の項目と、収支決算書並びに領収書の記載項目が対照できるよう記載するとともに、収支決算書については支出額の内訳が分かるよう個別具体的に記載すること。

(8) 事業の完了審査

事業報告書等の内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行います。

(9) 補助金額の確定

事業の完了審査の結果、その内容が補助対象経費と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）にて通知します。補助金交付決定通知書（様式第2号）にて決定した補助金交付決定額が、補助金額の確定における上限額となります。

(10) 補助金の交付請求

補助金額確定通知書（様式第10号）が届いたら、補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。

(11) 補助金の支出

補助金交付決定額を指定の口座へお振込みします。

(12) その他

- ア 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産等を、市長の認可を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを禁じます。但し5年を経過した場合は、この限りではありません。
- イ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は必ず保管してください。
- ウ 詳細は「千葉県外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱」をご覧ください。

平成 年度 千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業計画書

1. 補助対象事業の内容

事業名称	
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成 <input type="checkbox"/> メニュー表示の多言語化事業 <input type="checkbox"/> 補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業 <input type="checkbox"/> 免税店化に必要な申請に係る費用(コンサル費用など) <input type="checkbox"/> ハラール認証に必要な申請手続きに関する費用(コンサル費用など) <input type="checkbox"/> 施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業 <input type="checkbox"/> インターネットへのアクセスポイントの整備 <input type="checkbox"/> 国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入 <input type="checkbox"/> その他()
	※ <input checked="" type="checkbox"/> してください。
補助事業の 実施場所	[名称] [住所]
事業概要	
事業の目的等	[目的] [目標] [事業実施後に期待される効果] [実施後の事業計画]
事業予定期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日 ()
特記事項	

2.補助事業者と実施体制

会社名	
本社所在地	
代表者役職・氏名	生年月日: 年 月 日(歳)
代表者住所	
業 種	
設 立	
資 本 金	千円
TEL	
FAX	
E-Mail	
URL	
事業実施体制	[事業統括責任者] [事業に従事する人員数及び各人の業務分担]
その他	

3.収支予算書

(収入の部)

科 目	金 額	適 要
合 計		

※市補助金交付額については、申請書（様式第1号）の補助金交付申請額と同額とすること。
 ※補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。

(支出の部)

科 目	金 額	適 要
合 計		

※必要に応じて行を追加すること。
 ※摘要欄に補助対象経費の対象の有無、対象の場合はその積算内訳を記載すること。
 ※補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。
 ※補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱第5条に定める経費とする。

別紙2

千葉市税情報閲覧同意書

(あて先) 千葉市長

千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金の交付を受けるにあたり、同要綱第3条第2号に基づく補助事業者の要件を審査するため、千葉市経済農政局経済部産業支援課が、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、原則として記名押印が必要です。法人以外でも
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

平成 年度 千葉市外国人観光客受入環境整備等支援事業報告書

1. 補助対象事業の内容

事業名称	
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成 <input type="checkbox"/> メニュー表示の多言語化事業 <input type="checkbox"/> 補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業 <input type="checkbox"/> 免税店化に必要な申請に係る費用(コンサル費用など) <input type="checkbox"/> ハラール認証に必要な申請手続きに関する費用(コンサル費用など) <input type="checkbox"/> 施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業 <input type="checkbox"/> インターネットへのアクセスポイントの整備 <input type="checkbox"/> 国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入 <input type="checkbox"/> その他()
※ <input checked="" type="checkbox"/> してください。	
補助事業の実施場所	[名称] [住所]
事業概要	
事業の目的等	[目的] [目標] [事業実施後に期待される効果] [実施後の事業計画]
実施期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
特記事項	

2.補助事業者と実施体制

会社名	
本社所在地	
代表者役職・氏名	生年月日: 年 月 日(歳)
代表者住所	
業 種	
設 立	
資 本 金	千円
TEL	
FAX	
E-Mail	
URL	
事業実施体制	[事業統括責任者] [事業に従事する人員数及び各人の業務分担]
その他	

3.収支決算書

(収入の部)

科 目	金 額	適 要
合 計		

※市補助金交付額については、申請書（様式第1号）の補助金交付申請額と同額とすること。

※補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。

(支出の部)

科 目	金 額	適 要
合 計		

※必要に応じて行を追加すること。

※摘要欄に補助対象経費の対象の有無、対象の場合はその積算内訳を記載すること。

※補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。

※補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、千葉市外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱第5条に定める経費とする。

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部 産業支援課 商業流通班

TEL 043-245-5277

FAX 043-245-5590

E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp